

# 令和4年度第11回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和4年9月13日（火）13：15～13：29
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>  
長田教育長  
正司委員 梶木委員 今井委員 山下委員 本田委員（Web参加）  
<事務局>  
高田事務局長兼教育次長 芝田教育次長 工藤総務部長  
竹森学校支援部長 羽田野学校計画担当部長  
山根学校教育部長 田尾教科指導担当部長  
河野児童生徒担当部長 山下総合教育センター所長  
濱田地区統括官
- 4 欠席者 松本地区統括官
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は議案1件、協議事項5件、報告事項が1件です。

今日は、本田委員がリモートでの参加となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

（本田委員）

よろしく申し上げます。

（長田教育長）

まず、非公開事項について、お諮りをいたします。

このうち、協議事項33、報告事項1につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事。協議事項26、協議事項34、協議事項35につきましては、同項第6号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われまので、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（賛同）

(長田教育長)

はい。それでは、今、申し上げました協議事項、報告事項につきましては、非公開といたします。

**教第33号議案** 神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続の実施について

(長田教育長)

まず、教第33号議案から参ります。神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続の実施についてです。

それでは、説明をお願いします。

(東政策調整担当課長)

はい。よろしくお願いします。

学校の運動場、体育館、空き教室といった施設につきましては、これまでも学校教育に支障のない範囲におきまして、地域住民の皆さんの交流・生涯学習の拠点として開放してきておりまして、小学校ではほぼ全ての学校で開放が行われております。

6月15日の教育委員会会議にて協議をさせていただきまして、また、8月末には、記者発表も行ったところでございますけれども、子供たちの体力・運動能力向上、市民の健康増進、開かれた親しみやすい学校づくりといった観点から、現在、開放が進んでいない中学校の施設のうち、学校教育、部活動に影響のない夜間の体育館につきましては、ICTを活用し、インターネット予約システムと体育館の鍵をスマートロック化を組み合わせた仕組みの下で順次開放を進めていくこととしておりまして、本年11月から、まず、16校で開放をスタートしたいと考えてございます。

これに当たりまして、神戸市立学校施設目的外使用規則を改正する必要がありますので、市民意見公募手続、いわゆる、パブリックコメントを実施いたしたく、お伺いするものでございます。

パブリックコメントの期間は9月15日から10月14日を予定しております。パブリックコメント終了後、いただいた市民の皆さんからの意見を踏まえつつ、規則改正の議案を教育委員会会議にお諮りいたしたいというふうに考えてございます。

資料の2ページからがパブリックコメントで出す資料の案となっております。

1. 改正の趣旨につきましては、先ほど、申し上げたようなことでございます。
2. 改正等の概要でございます。前提といたしまして、現行規則におきましては、学校施設開放事業に関しては適用除外とし、別途教育長が定めることとしてございます。

それを受けて、要綱で定めております、これは地域住民の皆さん等により組織されます

学校施設開放運営委員会による自主運営という特殊な形態を取っているからということでしたが、学校施設開放につきましても、性質としては、目的外使用許可でございますので、規則で定めておくほうが望ましいと思われることにつきましては、この機会に併せて整理を図ることといたしております。

これを踏まえまして、（１）でまず、学校施設開放事業、それから、従来からの仕組みである学校施設開放運営委員会、今回、導入します神戸市学校体育施設予約システムの、この定義を明確にした上で、（２）ですが、学校施設開放事業として学校施設を使用する場合の規定を明確に設けまして、（３）で予約システムを使用する場合の①の使用団体の登録要件を規則に追加いたします。なお、②から④につきましては、規則ではなく要綱で定める予定としておりますが、このパブリックコメントにおいて、併せて、市民の皆さんにお知らせをしておいたほうが良いと思われる内容でございます。

（４）その他でございますが、目的外使用許可に係る申請書等の様式。一部、学校印を押印する場所が残ってございましたので、事務負担軽減の観点から、この機会にこの押印についても、併せて廃止をするものでございます。

御説明については、以上です。よろしくお願いいたします。

（長田教育長）

はい。それでは、この件について、御意見、御質問、ございませんか。

どうぞ、今井委員。

（今井委員）

御説明、ありがとうございます。この新たな仕組みについては、記者発表とかもしていただいて、その後、市民の方からぜひ利用したいとか、そういう何か問合せとかお声が入っていたら、少し、可能な範囲で御紹介いただければと思うんですが。

（東政策調整担当課長）

非常に、やはり中学校の体育館につきましては、以前から開放してほしいという要望もたびたび受けてきたところでございまして、今回の発表を受けましても、非常にありがたいというお声をいただいたり、ぜひ、順次拡充ということになっておりますが、スピーディーに拡充をしていってほしいというようなお声もいただいております。

（今井委員）

ありがとうございます。

（長田教育長）

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

基本的にこれでいいんじゃないかと思うんですが、抽選プロセスをかませるケースがあるというふうに記載されてるんですが、抽選プロセスそのものは、ここには書いてないんですけど、それはまた、各学校で対応をされるというような感じになるんでしょうか。

(東政策調整担当課長)

抽選等の具体的な手続につきましては、要綱で規定をさせていただきたいというふうに考えております。

(長田教育長)

要綱の改正案みたいなのは、一応、もうできてるんですか。

(東政策調整担当課長)

そうですね。まだ、詰めきれていないところございますけれども、今、作成をしております。

(長田教育長)

また、ある程度固まりましたら、教育委員の皆さんにも見ていただいて。

(東政策調整担当課長)

承知いたしました。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

梶木委員、どうぞ。

(梶木委員)

すみません。学校の利用に妨げないような範囲でということなんですけど、これ何か月前ぐらいをイメージして、予約システムは入力できるようになってるんですか。

(東政策調整担当課長)

基本的には、まず年間を通して、学校行事等で使えないところにつきましては、あらかじめ予約ができないようにさせていただきます。ただ、学校のことですので、急に少し夜間の体育館を使うといったようなことも出るとお思いますので、それは随時学校のほうから連絡をいただきまして、我々のほうで消し込みをしていくと。仮にそこに予約が入ってい

たとしても、そこは御理解をいただいて、キャンセルをさせていただく。これは、あらかじめ利用の部分のほうにも、そのように大きく表現しております。

(梶木委員)

分かりました。その辺りは、学校の行事とかいろんな学校の活動に妨げのないように、ちゃんと担保されてるといいかなと思います。よろしくをお願いします。

(長田教育長)

どうぞ、山下委員。

(山下委員)

ありがとうございます。2点お伺いしたいんですが、1点が、使用団体の登録要件、(3)①のところ。「学校施設開放事業の趣旨に沿った活動を行う団体であること」という条件が設けられるんですけども、この要件については、これまでもあったかとは思いますが、どういう形での判定になるのか。先ほどの委員会での判定に、判断になるのか。その辺り、もし何か追加情報があれば、教えていただきたいということが1点です。

同じく(3)②の、ちょっと私、十分に理解できなかつたんですが、「予約の申込は抽選による申込と抽選による予約確定後の先着順による申込」というのは、具体的に、どういう状況なのかちょっと御説明いただければと思います。

(東政策調整担当課長)

はい。ありがとうございます。まず、1点目の御質問でございます。学校施設開放事業の趣旨に沿った団体であるかどうかにつきましては、用途申請書内容を確認させていただきます。我々のほうで判断をさせていただくことにしております。

もう一つ、すみません。説明不足で申し訳ございません。抽選による予約申込と先着順による申込の件でございますけども、例えば、11月に開放が始まって、11月に使いたいとなった場合には、10月の1日からまず抽選の申込というプロセスを設ける予定にしております。これにつきましては、校区内の団体の方にお申込みをいただくという形にしております。今の予定でございますが、その月の15日に抽選を行いまして、一定、予約がまず確定する。なおかつ、それでも、空いてるところがありましたら、校区内外問わず先着順で申込みができる。こういったシステムを用意しております。

(山下委員)

ありがとうございます。前者については、事務局のほうで御判断いただくということで。

(東政策調整担当課長)

はい。

(山下委員)

後者のほうについては、要するに、確定プロセスが2段階あるようなイメージで、学区内の方、学区外の方ということですね。

(東政策調整担当課長)

はい。

(山下委員)

はい。ありがとうございます。よく分かりました。

(長田教育長)

それであればちょっと、ここの表現、並列で書いてあるので。抽選による申込みを行った後ということですね。

(東政策調整担当課長)

はい。そうです。もう少し分かりやすく表現を変えて。

(長田教育長)

ちょっと修正してもらったほうがいい。

(東政策調整担当課長)

はい、分かりました。

(長田教育長)

ほか、よろしいでしょうか。ございませんか。

特にないようでしたら、教第33号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

はい。ありがとうございました。

**協議事項 1** 新型コロナウイルス感染症対策について

(長田教育長)

続きまして、協議事項の1です。新型コロナウイルス感染症対策についてです。

(美藤学校保健担当課長)

資料のほう、一つつけております。9月7日時点での学校園における感染者数の推移についての報告になります。見ていただければと思いますが、報告者数としまして、9月7日時点で1,494名の報告があったということになります。また、先週、新型コロナウイルス感染症関係の通知としまして、二つの通知を出させていただいております。

一つは、5歳以上11歳以下の者についての新型コロナウイルス感染症に関わるワクチン接種についてのものと、もう一つは、新型コロナウイルス感染者の療養期間の見直し等についての通知を学校園に周知しております。

説明のほうは以上になります。

(長田教育長)

はい。この件について、御意見等はございませんか。

今後の方針に関係してくる内容につきましては、後ほど、非公開の場で、また、御意見をいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、それ以外のところで、御質問、御意見があれば、お願いしたいと思います。

2学期に入って、学校の児童生徒、教職員の感染状況は、大まかにいって、少し落ち着いたというか、先週辺りは高止まりという感じでしたけれど。

(美藤学校保健担当課長)

そうですね。7日までの報告をさせていただいておりますが、やはり、神戸市全般的に感染者数がちょっとずつ下がってるのに伴いまして、報告数も若干ですが減ってはきていると考えております。

(長田教育長)

ほか、特にございませんか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、そのほか、ほかの項目でも結構ですが、何かお気づきの点、御意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

また、何かございましたら、事務局のほうまで御連絡をお願いしたいと思います。

それでは、本日の公開案件、ここで終了といたします。

閉会 13時29分